平成２９年（フ）第１５２５号
大阪府枚方市南中振２丁目48番８－12号
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７３号
大阪市北区同心２丁目15番10－304号、前住所大阪府吹田市千里山西４丁目39番Ｃ－106号
債務者　笹山　佳子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２号
東京都西東京市住吉町３丁目11番４号三津和コーポ102号
債務者　奥野惠美子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３２号
栃木県宇都宮市平松本町353番地11　ドミール平松306
債務者　小平　明夫
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３８号
栃木県宇都宮市御幸町44番地１　第一サンハイツみゆきＥ310
債務者　高木みゆき（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５３号
岡山市中区旭東町２丁目９番11号
債務者　仁宮　郁子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７号
栃木県真岡市熊倉３丁目38番地５　ホワイトヒルズＡ号棟103号室、住民票上の住所栃木県真岡市熊倉１丁目21番地14
債務者　中島　勇子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６号
栃木県足利市山下町1490番地　春日団地１－603、前住所栃木県足利市鹿島町591番地　第一増栄荘15号棟
債務者　鶴貝　道夫
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２０号
栃木県足利市山川町1080番地１
債務者　堀越ゆう子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２２号
栃木県佐野市伊勢山町1782番地　雅星堂ハイツ103号室
債務者　倉井　克家
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２３号
栃木県佐野市伊勢山町1782番地　雅星堂ハイツ103号室
債務者　倉井エスメラルダラニャこと　クライ　エスメラルダ　ラニャ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３１０号
東京都調布市下石原２丁目19番地１やよいコーポ201
債務者　小川　綾子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６８号
東京都稲城市矢野口1780番地の１都営稲城松葉アパート505号
債務者　小島　美晴
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月６日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
栃木県足利市葉鹿町２丁目27番地３　ニューマリッチ石川２号館102、前住所群馬県みどり市笠懸町鹿3973番地１　アンテクゥールＢ101
債務者　清水　大基
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２７号
栃木県足利市利保町１丁目11番地16　パークグランデ足利202、前住所栃木県足利市江川町３丁目３番地２　マートルテラス104
債務者　伊東　竜也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部